

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成18年岩手県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 職員の通勤の実情の確認<u>及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の通勤の実情の確認<u>及び通勤手当の月額</u>の決定又は改定に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 臨時的任用職員の任免に関すること。</p>	<p>(知事部局の職員に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 知事部局の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 職員の通勤の実情の確認<u>並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p> <p>2 前項に掲げる事務について、総務部総務事務センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の通勤の実情の確認<u>並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額</u>の決定又は改定に関すること。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。